

岡山市分別収集計画
(第10期)

令和4年6月

岡山市

1 計画策定の意義

わが国の経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させた。これらの問題解決のため、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする関係法令が制定され、円滑かつ的確に施行する中で、廃棄物の排出を抑制したリサイクルの推進を行うことにより、環境負荷の少ない「資源循環型社会」の構築を着実に進めてきた。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づき策定するものであり、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、市民や事業者に対して啓発等を行うことにより、ごみの発生・排出抑制を図り、限りある資源やエネルギーを有効に利用し、地球環境に負荷の少ない持続可能な「資源循環型社会」の構築を目指すため、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画において、持続可能な資源循環型社会の構築に向けた、市民・事業者・行政が一体となった、4Rの推進に取り組み、廃棄物の徹底した削減を図ることとする。

岡山市では、これまでに順次各リサイクル法に応じた分別収集の施策を行っており、令和6年3月から、家庭から排出されるプラスチック類の分別回収・資源化を実施することにより、さらなる環境に対する企業や消費者の社会的責任意識の向上を図り、ごみゼロ社会の実現を目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに策定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、食品トレイ（発泡・透明）、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

※4Rとは、「リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）」「リユース（Reuse：部品等の再利用）」「リサイクル（Recycle：使用済み製品等の原材料としての再利用）」の頭文字（R）を同じくする3つの環境政策手法の総称である3Rのうち、岡山市では、リデュース（発生抑制）を「リフューズ（Refuse：発生抑制）」、「リデュース（排出抑制）」と明確に区分し、上記3Rに「リフューズ」のRを加えたものとしている。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
容器包装廃棄物	11,131	13,113	13,364	13,141	12,948

内訳

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
空き缶（スチール製容器）	557	560	566	553	542
空き缶（アルミ製容器）	420	423	427	418	410
ガラスびん（ガラス容器無色）	1,472	1,437	1,409	1,365	1,327
ガラスびん（ガラス容器茶色）	1,145	1,118	1,096	1,062	1,032
ガラスびん（ガラス容器その他）	654	639	626	607	590
紙パック（飲料用紙製容器）	53	56	59	59	58
段ボール	5,500	5,818	6,145	6,090	6,042
その他紙製容器包装	106	112	118	117	116
ペットボトル	1,192	1,164	1,141	1,105	1,074
食品トレイ（発泡・透明）	21	20	19	19	18
その他プラスチック製容器包装	11	1,766	1,758	1,746	1,739

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物を含む一般廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を担い、相互に協力・連携を図る。

1 4Rを基本としたごみの発生や排出量の削減

（1）発生・排出抑制の推進

ペットボトル等のワンウェイプラスチックを削減するため、マイボトルの普及促進に取り組む。

（2）再使用の推進

市民におけるリユースを推進するため、衣類・食器等のリユース品の引き取り、展示・販売や修理・再生を行っている東部リユースふらぎ及び西部リユースふらぎの周知を図るためイベント等情報を発信する。

（3）リサイクルの推進

市民・事業者・再生事業者におけるリサイクルを推進するため、以下の取組みを図る。

①古紙等の資源化物を集団回収する町内会等の資源回収推進団体に対して、資源回収推進団体報奨金交付制度による支援を継続して行う。

②減量化・資源化のための地域活動を行うリサイクル推進員との協働を継続して行う。

③市内のコンビニエンスストア等の民間事業者と連携しペットボトルのリサイクルを行う。

2 市民・事業者・行政の共同体制の推進による環境教育の充実

(1) 啓発活動の推進

①市の広報紙やホームページ、環境啓発ラジオ番組放送、「ごみ減量・リサイクルガイド」、ごみ分別アプリ等により市民向け情報提供による啓発を行う。

②5月30日を中心に公民館で実施している「ごみ減量・リサイクル推進週間公民館講座」や出前講座（ごみゼロ啓発講座・食品ロス削減のための講座・環境ごみスクール・環境学習エコブン）を開催し、大人から子供までの幅広い啓発に取り組む。

③リサイクルプラザ等の各種施設を啓発施設として、情報発信を行う。

(2) 事業所でのごみ減量化・リサイクルの推進

①「岡山市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」（以下「条例」という。）

第35条の規定により、大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗（延床面積1,000㎡）と延床面積3,000㎡（延床面積8,000㎡未満の学校除く）以上の建築物の所有者等を対象に、毎年「事業系廃棄物減量計画書」の策定と提出を義務づけており、今後も継続して事業系ごみの量を把握するとともに、条例を活用して事業者のごみ減量化や資源化に対する意識向上を図っていく。

②「岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等表彰制度実施要綱」に基づき、事業系廃棄物の減量化及び資源化に対して、著しい効果を挙げた事業者等を表彰することにより、優良な廃棄物処理業者等の育成を図り、事業者等における廃棄物の減量化・資源化を推進する。

③冊子「事業系ごみ減量化・資源化の手引き」及び冊子「事業系ごみの分け方・出し方」を活用し、事業者への啓発を行う。また、事業者を対象に事業系ごみ減量化・資源化研修会を開催し、廃棄物の減量化・資源化の啓発を行う。

④焼却施設へ搬入される事業系ごみのうち、資源化物や産業廃棄物の混入等について受入時のチェック体制を強化し、適正処理についての指導を行う。

3 徹底したごみの分別と適正処理の推進

(1) 分別の徹底

市民が排出する可燃ごみや不燃ごみの中に一部資源化物が混入しているため、広報活動や出前講座等の啓発活動を通じて一層の分別を周知し、適正処理と資源化を進めていく。

(2) 各種助成制度

資源回収推進団体報奨金交付制度、ごみ収集ステーション等施設整備費補助金交付制度、資源化物コンテナ収納物置設置費補助金交付制度などの各種制度の周知を図り、家庭系ごみの減量化・資源化をより一層推進する。

(3) 収集運搬体制の構築

①岡山市では、資源化物の収集量の増大を目指し、資源化物を月2回収集にす

るとともに、古布の品目拡大、小型家電や透明食品トレイの回収を実施している。また、「水銀に関する水俣条約」の発効に伴う、廃棄物処理法施行令の改正に伴い、従来から分別回収を行っていた水銀入りの体温計・血圧計等や蛍光管に加え、ボタン電池・充電式電池等の水銀含有物の回収を開始するなど環境に配慮した施策も行っている。さらに、令和6年3月からプラスチック類の分別回収を行うこととしている。

②岡山市では、ごみステーション収集のほか、戸別収集や拠点回収等、様々な収集運搬を行っているが、今後も多様な収集品目や収集回数に対応するため、人員配置及び費用対効果等を勘案しながら、最適な収集運搬体制を構築するよう努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

岡山市の廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄とし、市民の協力度、岡山市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の缶 主としてアルミ製の缶	資源化物（空き缶） スチール、アルミを一緒に収集
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他の色のガラス製容器 	資源化物（ガラスびん） 主として使い捨てのガラスびんを 無色、茶色、その他に分けて収集
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのも（原材料として、アルミニウムが利用されているものを除く。）	資源化物（古紙） 牛乳パック
主として段ボール製の容器	資源化物（古紙） 段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（菓子箱等の紙箱）	資源化物（古紙） 紙製容器包装、その他紙類をざつがみとして一緒に収集
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのも	資源化物（ペットボトル）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの ※令和6年度から追加検討中	資源化物（食品トレイ） ※ペットボトル、食品トレイ（発泡・透明）以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度		R9年度	
主としてスチール製の容器		557		560		566		553		542	
主としてアルミ製の容器		420		423		427		418		410	
		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
無色のガラス製容器		1,472		1,437		1,409		1,365		1,327	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		1,472		1,437		1,409		1,365		1,327	
		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
茶色のガラス製容器		1,145		1,118		1,096		1,062		1,032	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		1,145		1,118		1,096		1,062		1,032	
		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
その他の色のガラス製容器		654		639		626		607		590	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		654		639		626		607		590	
		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		53		56		59		59		58	
主として段ボール製の容器		1,852		1,812		1,779		1,724		1,677	
		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		-		-		-		-		-	
		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		1,192		1,164		1,141		1,105		1,074	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		1,192		1,164		1,141		1,105		1,074	
		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		32		1,786		1,777		1,765		1,757	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		21 11		20 1,766		19 1,758		19 1,746		18 1,739	
		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
うち白色・透明トレイ		21		20		19		19		18	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		21		20		19		19		18	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みについては、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において推計した各容器包装廃棄物量及び直近年度の分別基準適合物の収集実績を基に推計した。

また、将来人口推計は、「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に準じ、上位計画である岡山市第六次総合計画で用いた以下の推計値による。

（単位：人）

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
722,298	722,964	723,630	723,004	722,378
	(対前年人口比)	(対前年人口比)	(対前年人口比)	(対前年人口比)
	100.09%	100.09%	99.91%	99.91%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集にかかる、現行の収集体制は以下のとおりである。なお、今後、プラスチック類の分別回収の実施にあたり、一部変更する可能性がある。

分別収集する容器包装の種類	収集分別区分	収集運搬	中間処理及び保管
主としてスチール製の容器	資源化物 (空き缶)	市(直営又は委託業者)による 回収・拠点回収	市又は民間業者
主としてアルミニウム製の容器			
主としてガラス製の容器 (無色、茶色、その他)	資源化物 (空きびん) 無色・茶色・その他に分ける	市(直営又は委託業者)による 回収・拠点回収	市
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウム が利用されているものを除く)	資源化物 (古紙)	市(直営又は委託業者)による 回収・拠点回収	市又は民間業者
主として段ボール製の容器			
主として紙製の容器包装であ って上記以外のもの (菓子箱等の紙箱)			
主としてポリエチレンテレフ タレート(PET)製の容器であ って飲料又はしょうゆを充て んするためのもの	資源化物 (ペットボトル)	市(直営又は委託業者)による 回収・拠点回収	市
主としてプラスチック製の容 器包装であって上記以外のも の ※令和6年度から追加検討中	資源化物(食品ト レイ) ※ペットボトル、 食品トレイ(発 泡・透明)以外の プラスチック製 容器包装	市(委託業者)に よる回収 ※検討中	市 ※民間事業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集品目ごとに、東部リサイクルプラザ、西部リサイクルプラザ及び民間の処理施設にて選別・保管を行う。

1 プラスチックの処理

プラスチックごみについては、過剰包装の抑制やペットボトルのリサイクルを図るとともに、家庭から排出されるその他のプラスチック類を、令和6年3月から分別回収し、

さらなる資源化を実施することとしている。

2 中間処理体制の活用

(1) 既存施設の活用により、今後も直接埋立量の削減を図っていく。また、既存施設の老朽化に伴う対策も併せて行っていく。

(2) 民間の処理施設における処理体制を確保し、リサイクルの推進を図る。

○施設計画

分別収集する容器包装の種類	収集分別区分	収集容器	中間処理
主としてスチール製の容器	資源化物 (空き缶)	コンテナ	リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管)
主としてアルミニウム製の容器			
主としてガラス製の容器 (無色、茶色、その他)	資源化物 (空きびん) 無色・茶色・その他に分ける	コンテナ	
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウム が利用されているものを除く)	資源化物 (古紙)	ひもで縛る	
主として段ボール製の容器			
主として紙製の容器包装であ って上記以外のもの (菓子箱等の紙箱)			
主としてポリエチレンテレフ タレート (PET) 製の容器であ って飲料又はしょうゆを充て んするためのもの	資源化物 (ペットボトル)	透明又は半透明 の袋	
主としてプラスチック製の容 器包装であって上記以外のも の ※令和6年度から追加検討中	資源化物(食品ト レイ) ※ペットボトル、 食品トレイ(発 泡・透明)以外の プラスチック製 容器包装	コンテナ ※検討中	リサイクルプラザ (選別・保管) ※民間処理施設

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

分別収集計画の実効性を確保するため、次の取組みを進める。

1 啓発・広報活動

- (1) 広報紙、市政テレビ・ラジオ、リサイクルガイド、ごみ分別アプリ等を活用し啓発を行う。
- (2) 出前講座（ごみゼロ啓発講座、食品ロス削減のための講座、環境ごみスクール、環境学習エコブン）を活用し、環境教育の充実を図る。

2 ごみの減量と資源化

- (1) 資源回収推進団体報奨金交付制度、ごみ収集ステーション等施設整備費補助金交付制度等を引き続き活用していく。